

航空路線乗継利用促進事業委託業務のプロポーザルに関する質疑書についての回答

令和 5 年 6 月 29 日

高知県交通運輸政策課

質問 1 パッケージツアー利用者もキャンペーン対象になるのか、その場合パッケージツアー全体の領収書で良いのでしょうか。航空機代金の明細はでないと思われるので。

<回答> パッケージツアー利用者もキャンペーン対象になります。パッケージツアー利用者については、パッケージツアーの領収書の提出を求めて下さい。その際、航空代金の内訳金額の確認は不要です。

質問 2 チラシの発送業務の発送先と発送部数を教えてください。

<回答> 別添資料「発送予定先リスト」をご参照下さい。

質問 3 参加は利用した分だけ何度でも申請可能でしょうか。

<回答> キャンペーン期間が短いため、利用回数の制限は設けておりません。このため、キャンペーン期間中、予算に達するまでは、何度でも申請可能です。